

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月18日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

校舎東側外溝漏水に伴う修繕工事

2 履行(納品)場所

横浜市緑区十日市場町1501-42

横浜市立十日市場中学校

3 契約日

令和6年2月20日

4 履行日又は履行期間

令和6年2月20日から令和6年2月24日

5 契約金額

558,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

三ツ矢設備工業株式会社

横浜市西区久保町4番12号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

地中からの漏水により原因特定まで時間を要す可能性があった。時間が経てば経つほど、校地内が水浸しになり教育活動に影響が生じるだけでなく、校地外の近隣への影響も懸念されることから、緊急契約での修繕工事を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿に登載の業者であり、管の資格を有し、迅速な対応が可能であったことから選定した。

9 所管課

横浜市立十日市場中学校